

## 第5版はしがき

前回の改訂後、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）のうち株主総会資料の電子提供制度の創設や支店所在地における登記の廃止に係る部分が、令和4年9月に施行されました。

このほかにも、バーチャルオンリー型株主総会の実現（令和3年6月施行）、定款認証に係る公証人の手数料の見直し（令和4年1月施行）、商業登記所における実質的支配者リスト制度の創設（同月施行）、役員等の登記における旧氏の記録の柔軟化やDV被害者等の住所非表示措置（同年9月施行）、スタートアップがストック・オプションを柔軟かつ機動的に発行できる仕組みの整備（令和6年9月施行）、代表取締役等住所非表示措置（同年10月施行）など、社会経済情勢の変化に対応した見直しが次々に行われています。

これらを踏まえ、本書においても、記述の内容を見直すこととしました。本書が、旧版と同様に商業登記実務の一助となることを願っています。

本書の改訂に際しては、記述相互のリファレンス機能を高めたり、事項索引を設けたりするなど、株式会社商事法務の池田知弘氏及び鳥本裕子氏によりわけ献身的な御尽力をいただきました。深く御礼を申し上げます。

令和6年10月

松井信憲

## 第4版はしがき

令和の時代に入り、平成17年の会社法制定後、2度目の本格的な見直しとなる会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が令和3年3月1日に施行されました。改正法は、株主総会の運営及び取締役の職務執行の一層の適正化等を図るため、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与等に関する規定の整備、一定の監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等を内容としており、登記実務にも相当の影響を与えるものです。

また、近時、商業登記手続についても見直しの動きは速く、登記申請書への法人名の振り仮名の記載、会社の設立登記のファストトラック化（完全オンライン申請にあっては24時間以内処理）、マイナポータルを利用した法人設立ワンストップサービスの開始、登記所への印鑑提出の任意化、行政手続全般における認印の廃止など、矢継ぎ早に各種施策が実施されています。

これらの改正については、順次、立案担当者の解説や通達等が公表されているところですが、本書においても、これらを踏まえ、記述の内容を見直すこととしました。改正法のうち、株主総会資料の電子提供制度の創設や支店所在地における登記の廃止については、公布の日（令和元年12月11日）から3年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるため、この部分に関する記述の見直しは、他日を期したいと考えています。本書が、旧版と同様に商業登記実務の一助となることを願っています。

本書の改訂に際しては、株式会社商事法務の澁谷禎之氏に多大な御配慮をいただきました。深く御礼を申し上げます。

令和3年4月

松井信憲

### 第3版はしがき

先般、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）が成立し、平成27年5月1日から施行されることとなりました。改正法は、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化や、株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、①監査等委員会設置会社制度の創設、②社外取締役等の要件の厳格化、③株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、④株主による組織再編等の差止請求制度の拡充等を内容としており、登記実務にも相当の影響を与えるものです。

また、取締役等の就任の登記申請につき本人確認資料として住民票等を添付書面とすることなどを内容とする商業登記規則等の一部を改正する省令（平成27年法務省令第5号）が同年2月27日から施行されており、商業登記の真実性が一層確保されることが期待されています。

これらの改正については、順次、立案担当者の解説や通達等が公表されているところですが、本書においても、これらを踏まえ、記述の内容を見直すこととしました。旧版と同様に、本書が商業登記実務の一助となることを祈るとともに、登記制度に関わる各位の御尽力により、改正法及び改正省令の理念が広く社会に根付いていくことを願っています。

本書の改訂に際しては、株式会社商事法務の川戸路子氏及び庄司祐樹氏に多大な御配慮をいただきました。深く御礼を申し上げます。

平成27年4月

松井信憲

## 第2版はしがき

本書を刊行して2年が経過しました。

その間、本年4月には、登記実務に影響を与える会社法施行規則等の一部改正省令が施行されましたが、全般的に、新しい会社法について、学者や実務家の方々の解説書やコンメンタール等が出版され、登記実務の取扱いも安定してきたと聞くようになりました。

そこで、今回、本書の内容を改めて見直し、初版刊行時には躊躇した持分会社に関する記述を新たに加筆するとともに、株式会社に関する記述についても、各種書籍における有力な見解を補充し、また、初版第2刷以後に御指摘いただいた記述の誤り等を補完することとしました。

持分会社については、人的会社に関する従来の議論がさほど多くはない上に、個別事例として定款自治の範囲も広く、本書が実務家の方々の疑問にどれだけ応えられるものか、心許ない限りですが、①初版と同じく、人的会社について積み重ねられた従前の取扱いを尊重し、その理由・考え方に関する文献を広く紹介すること、②合同会社について、合名会社及び合資会社の解釈が妥当するか否かを検討することに、特に留意するよう努めています。

私は、この春から佐賀地方裁判所に勤務し、事件記録中に登記事項証明書を幾度となく見ては、登記の完了に至るまでの法律専門家の御労苦や法務局職員の真摯な取組に思いを致し、会社法に則った実体法的判断と、それを必要な添付書面で確認して適正な公示を行うことの重要性を、再認識しています。ここに、本書が、そのような重要な役割を持つ商業登記実務の一助となることを、改めて祈るばかりです。

最後に、本書の改訂に際しては、株式会社商事法務の川戸路子氏に多大な御配慮をいただきました。心から御礼を申し上げます。

平成21年7月

松井信憲

## はしがき

明治26年に商業登記制度が発足してから114年が、そして、会社法が施行されてから1年が経とうとしています。

私は、平成15年4月から平成19年3月までの4年間、法務省民事局商事課に勤務し、商業・法人登記実務に接する機会を得ましたが、その間、具体的な事案に即して妥当な結論を得るべく積み重ねられた諸先輩の考え方を学びつつも、近時の法改正に伴い、いかなる点が変更されたのか、判断に迷う場面も少なくありませんでした。

本書は、このような観点から、次の点に留意するよう努めています。

- ① 私の理解する現時点の登記実務の在り方を正確に記述すること。
- ② 会社法の下でも、従前の取扱いをなお参考にすべき事案が多く見られるため、その理由・考え方に関する文献を広く紹介すること。
- ③ 会社法の解釈につき、条文の形式的な規定振りのみを根拠とせず、可能な限り、結論を導く実質的な理由を検討すること。
- ④ 先般の著作権の存続期間延長に係る判決等を教訓に、現在示されている見解に解釈の危うさが残る箇所については、その旨及び複数の解釈のうち手堅いものを明らかにして、実務家の参考に供すること。

商事課を離れるに当たり振り返ってみますと、私が、今まで商法・会社法・商業登記と向き合ってきたのも、原田晃治法務省大臣官房審議官(当時)の熱意と御指導によるものであり、心から感謝の念にたえません。本書は、遅ればせながら、同審議官に対する私のレポートのようなものですが、商業登記実務の円滑な運用に、何らかのお役に立てば幸いです。

最後に、本書の刊行に際しては、株式会社商事法務の菅野安司氏及び小野寺英俊氏に多大な御配慮をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

平成19年4月

松井信憲

## 目 次

- 第5版はしがき・(1)
- 第4版はしがき・(2)
- 第3版はしがき・(3)
- 第2版はしがき・(4)
- はしがき・(5)
- 凡 例・(6)

# 第 1 章

## 株式会社の設立の登記

1

- 1-1 設立の手続の概要 ————— 2
- 1-2 定款の記載例と留意点 ————— 3
  - 1 商 号／3
  - 2 目 的／9
  - 3 本店の所在地／18
  - 4 公告方法／19
  - 5 発行可能株式総数、発行可能種類株式総数等／24
  - 6 株式譲渡制限の定め／32
  - 7 株券発行会社の定め／36
  - 8 単元株式数／38

- 9 株主名簿管理人／40
- 10 会社に設置する機関／41
- 11 株主総会／43
- 12 取締役の員数等／47
- 13 代表取締役／50
- 14 取締役会／51
- 15 取締役の責任免除及び責任制限／53
- 16 監査役の員数等／58
- 17 監査役会／62
- 18 計 算／63
- 19 定款附則／65
- 20 現物出資等に関する定款附則／72
- 21 相対的記載事項についての整理／76
- 22 発起人の署名又は記名押印／77

**1-3 定款作成以後の手続** 80

- 1 公証人の認証／80
- 2 発起人の同意又は一致を要する手続／87
- 3 検査役の調査／91
- 4 出資の履行／93
- 5 設立時役員等の選任及び就任／97
- 6 設立時取締役等による調査／99
- 7 創立総会／100

**1-4 設立登記申請の手続** 103

- 1 登記申請書／103
- 2 添付書面／112
- 3 登記申請書の例／123



## 第2章

### 株式会社の変更の登記

135

**2-1 総論** 136

- 1 株主総会の決議／137
  - (1) 株主総会と種類株主総会・137
  - (2) 株主総会の決議事項・140
  - (3) 決議要件・141
  - (4) 招集手続等・145
  - (5) 議事録・149
  - (6) 株主総会の決議の省略・157
  - (7) 主要株主の情報に関する添付書面（株主リスト）・159
- 2 種類株主総会の決議／162
  - (1) 種類株式・162
  - (2) 種類株主総会の決議事項及び決議要件・163
  - (3) 種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会  
・165



- (4) その他・167
- 3 取締役会の決議／167
  - (1) 取締役会の権限・167
  - (2) 決議要件等・172
  - (3) 議事録・177
  - (4) 取締役会の決議の省略・180
- 4 取締役の過半数の決定／182
  - (1) 取締役の過半数の一致を要する事項・182
  - (2) 決定方法等・184
  - (3) 取締役の過半数の一致があったことを証する書面・184
- 5 主務官庁の許可／185
- 6 登記事項証明書を添付すべき場合／187

**2-2** 商号, 目的, 本支店, 支配人, 電子提供措置, 公告方法, 解散事由, 資本金の額等の変更による登記 — 189

- 1 商号の変更／189
- 2 目的の変更／191
- 3 本店移転（管轄区域外への移転）／192
- 4 本店移転（管轄区域内の移転）／202
- 5 支店の設置, 移転又は廃止／204
- 6 行政区画の変更と住居表示の実施等／205
- 7 支配人／207
- 8 電子提供措置の設定又は廃止／214
- 9 公告方法の変更／215

- 10 貸借対照表の電磁的開示のための URL の設定, 変更又は廃止 / 218
- 11 存続期間又は解散事由の設定, 変更又は廃止 / 222
- 12 貸借対照表上の資本金の額の変更 / 223

## 2-3 株式に関する登記 231

- 1 発行可能株式総数の変更 / 231
- 2 株式の内容の変更 (株式譲渡制限の定めの設定等を含む。) / 238
  - (1) 単一株式発行会社の場合・238
  - (2) 種類株式発行会社の場合・246
- 3 株券発行会社の定めの設定又は廃止 / 257
- 4 単元株式数の設定, 変更又は廃止 / 259
- 5 株主名簿管理人の設置, 変更又は廃止 / 262
- 6 募集株式の発行 / 265
  - (1) 株主に株式の割当てを受ける権利を与えてする募集株式の発行 (いわゆる株主割当て)・265
  - (2) 株主割当て以外の募集株式の発行 (いわゆる第三者割当て)・279
- 7 取得請求権付株式等の取得と引換えにする株式の発行 / 294
- 8 株式の消却 / 304
- 9 株式の併合 / 306
- 10 株式の分割 / 309
- 11 株式無償割当て / 312

**2-4 新株予約権に関する登記** ————— 314

- 1 募集新株予約権の発行／314
- 2 取得請求権付株式等の取得と引換えにする新株予約権の発行  
／340
- 3 株式の分割・併合等に伴う新株予約権の登記の変更／352
- 4 新株予約権の内容の変更／355
- 5 新株予約権無償割当て／359
- 6 新株予約権の行使／362
- 7 新株予約権の消却、行使不能又は放棄／369
- 8 新株予約権の行使期間の満了／373

**2-5 機関・役員等に関する登記** ————— 375

- 1 会社に設置する機関／375
- 2 取締役及び代表取締役／383
  - (1) 取締役及び代表取締役の就任・383
  - (2) 取締役の退任・409
  - (3) 取締役の氏名（代表取締役の氏名・住所）の変更・427
- 3 会計参与／429
  - (1) 会計参与の就任・429
  - (2) 会計参与の退任・433
  - (3) 会計参与の合併・437
  - (4) 会計参与の氏名・名称の変更・438
  - (5) 計算書類等の備置き場所の変更・438
- 4 監査役／439

- (1) 監査役の就任・439
  - (2) 監査役の退任・454
  - (3) 監査役の氏名の変更・462
  - 5 監査役会／463
  - 6 会計監査人／466
    - (1) 会計監査人の就任（重任を除く。）・466
    - (2) 会計監査人の重任・470
    - (3) 会計監査人の退任・471
    - (4) 会計監査人の合併・477
    - (5) 会計監査人の氏名・名称の変更・479
    - (6) 一時会計監査人の職務を行うべき者の就任・480
  - 7 特別取締役／481
  - 8 監査等委員会／486
  - 9 指名委員会等及び執行役／496
  - 10 役員等の責任免除の定めの設定，変更又は廃止／504
  - 11 非業務執行取締役等の責任制限の定めの設定，変更又は廃止  
／509
  - 12 社外性の喪失による社外取締役等の登記の抹消／512
- 2-6 解散・清算等に関する登記** ————— 515
- 1 解散及び清算人／515
  - 2 その他の登記事項の変更／529
  - 3 会社の継続／531
  - 4 清算終了／534

2-7 組織再編に関する登記 ————— 537

- 1 吸収合併，吸収分割及び株式交換／537
- 2 新設合併，新設分割及び株式移転／577
- 3 株式交付／589

## 第3章

### 特例有限会社の登記

597

- 1 株式会社の特例／598
- 2 通常の株式会社への移行／603

## 第4章

### 持分会社の登記

615

4-1 設立の登記 ————— 616

- 1 設立の手続の概要／616
- 2 定款の記載例と留意点／617
- 3 定款作成以後の手続／630
- 4 設立登記申請の手続／633

4-2 商号，目的，本支店，支配人，公告方法，解散事由  
等の変更による登記 ————— 647

4-3 社員に関する登記 ————— 651

1	社員の加入／652	
2	社員間の持分の移転／666	
3	社員の退社／670	
4	代表社員の変更／681	
	(1) 代表社員の就任・681	
	(2) 代表社員の退任等・685	
	(3) 職務執行者の就任・退任・687	
5	業務執行権に関する変更／690	
6	合資会社の社員の責任変更，出資目的の変更等／693	
7	社員等の氏名・名称及び住所の変更／698	
<b>4-4</b>	<b>合同会社の資本金に関する登記</b>	<b>700</b>
	1 資本金の額の増加／700	
	2 資本金の額の減少／704	
<b>4-5</b>	<b>持分会社の種類の変更の登記</b>	<b>710</b>
<b>4-6</b>	<b>解散・清算等に関する登記</b>	<b>719</b>
	1 解散及び清算人／719	
	2 その他の登記事項の変更／733	
	3 会社の継続／735	
	4 清算終了／740	

## 第5章

### 嘱託による登記

743

- 1 株主総会決議の無効等に関する裁判／744
- 2 合併の無効に関する裁判／750
- 3 清算人に関する裁判／753
- 4 破産手続に関する裁判／756

事項索引・759

判例・先例索引・763